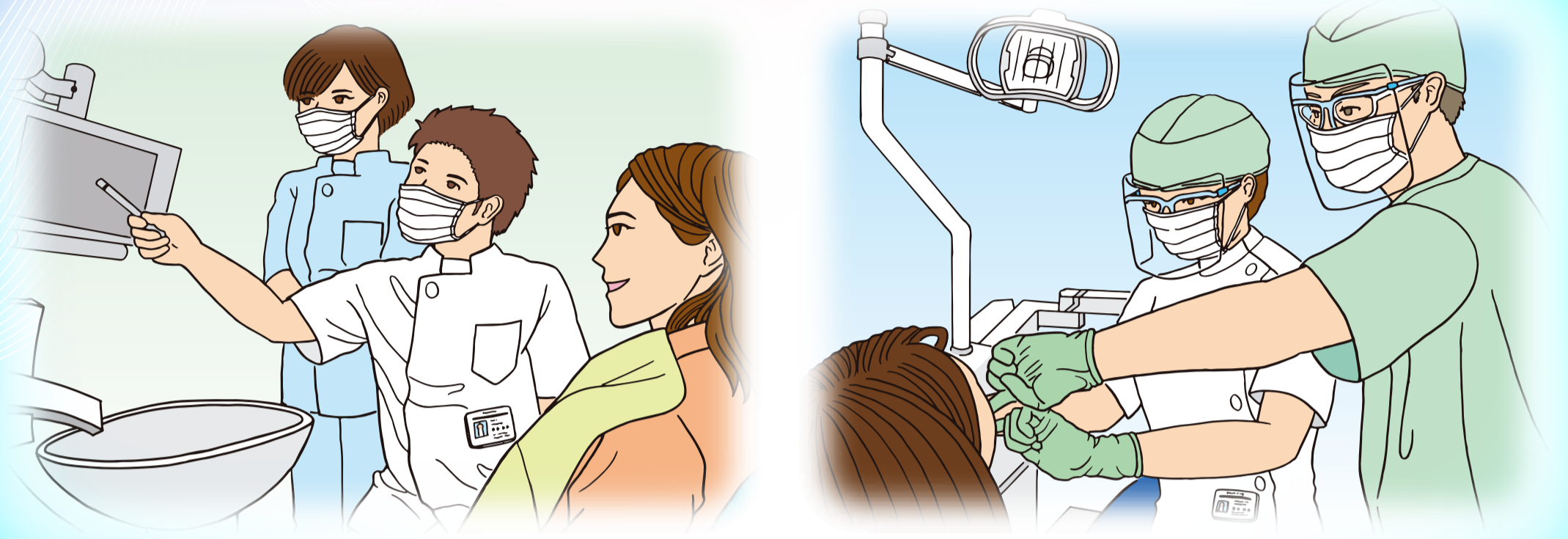


将来の歯科医療を担う歯科医師を育てるために 歯学生の臨床実習にご協力ください



よりよい歯科医師になるためには、講義だけでなく、診療チームの一員として実際の患者さんを診療し学ぶこと（臨床実習）が必要です。

歯科医師法改正により、令和6年4月1日から公的化された「共用試験※」に合格した歯学生が、歯科医師の指導監督の下、臨床実習を行います。

（※共用試験：臨床実習を開始する前に修得すべき知識と技能を評価するために、国が歯科医師法等に基づき指定した公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する学科と実技の試験）

歯学生が歯科医師となるために必要な知識と技能を修得できますよう、ご理解とご協力をお願いします。

お気づきの点がございましたら、患者相談窓口等にご相談ください。
病院長／院長

作成：  文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ひと、暮らし、みらいのために
 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

後援：歯科大学学長・歯学部長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、
日本私立歯科大学協会、日本歯科医師会、日本歯科医学会、
医療系大学間共用試験実施評価機構、日本歯科医学教育学会